

監査委員公告

平成18年10月12日付け 44100-600及び平成18年11月9日付け 44100-615の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月29日

宮崎県監査委員	川崎浩康
宮崎県監査委員	矢野政男
宮崎県監査委員	中村幸一
宮崎県監査委員	権藤梅義

1 情報政策課

(1) 監査の結果に関する報告事項

宮崎情報ハイウェイ21使用料について、調定の時期が遅れているものが散見された。

(2) 措置の内容

宮崎情報ハイウェイ21使用料の調定期限については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

2 児童家庭課

(1) 監査の結果に関する報告事項

旅費、消耗品費等について、不適正な業務執行により支出事務が著しく遅延し、過年度支出になっているものがあつた。

(2) 措置の内容

過年度未払いとなつていた旅費5件、需用費等4件について、財務規則第54条第4項及び第94条に基づき、適正な事務処理を行った。今後は、事業スケジュール表等により業務執行状況を把握するとともに、管理体制を強化し適時適正な事務処理に努める。

3 中央福祉相談センター、北・西諸県福祉事務所、東臼杵福祉事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

母子福祉資金貸付金の収入未済については、平成17年度に導

入された母子寡婦福祉資金システム等の活用により滞納状況を的確に把握し、定期的開催する対策会議等において対応方針を検討するなど、組織的な償還指導に取り組んでいるが、厳しい社会経済情勢の中、就労状況が不安定で生活基盤が脆弱な家庭も多く、滞納の解消に結びついていない状況にある。このため、下期の対策に、一層積極的に取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ細かな指導等を行い、収入促進に努めていく。

- ① 貸付に当たって本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の啓発を図り、滞納発生の未然防止に努める。
- ② 滞納者の実態把握と、償還指導の進行管理の徹底を図る。
- ③ 償還期間到来前に債務者への連絡を実施し、償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替利用の促進を図る。
- ④ 滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施し、滞納の常態化の未然防止に努める。
- ⑤ 償還指導強化月間を中心に、夜間の償還指導等に努める。
- ⑥ 督促、催告の実施と併せ、長期滞納者には誓約書の提出を求める等により、適正な債権管理に努める。

4 児湯福祉事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

債権回収に向けた事務所内の意識の統一を図り、効果的な対応を行うため、未収金対策会議で債権状況を随時確認し、把握するとともに、個別の対応策を協議した。このうち、長期滞納となっているケースについては、返還意識を醸成するため、文書や電話による催告に止まらず、戸別訪問の回数を増やし、徹底的に納入指導を行った。また、納入が途中で滞っているケースについては、返還の継続を図るため、額の大小を問わず、戸別訪問による確実な現金収納に努めた。

5 中央福祉相談センター、都城児童相談所、延岡児童相談所

(1) 監査の結果に関する報告事項

児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

児童保護費負担金の徴収については、年間を通して滞納状況

の分析・検討を行い、対策を協議するとともに、未収金徴収強化月間には重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組んでいる。

今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

- ① 施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図る。また、退所の際に未納がある場合は、期限内納入の指導を行い、未収金の発生を防止する。
- ② 未納者に対しては、督促や計画的な返納指導（電話・訪問）を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。
- ③ 未収金徴収強化月間を中心として、夜間の徴収等に努める。
- ④ 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理に努める。

6 都城児童相談所

(1) 監査の結果に関する報告事項

被虐待児童一時保護委託事業について、予算執行伺の金額を超えて予算を執行していた。

(2) 措置の内容

支出事務に当たっては、財務規則第54条以下に基づく事務処理を厳格に行い、適正な予算執行に努める。

7 延岡児童相談所

(1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、支給要件のない職員に特急料金（半額）を支払い、過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

事務局監査実施後、直ちに認定誤りを是正し、過払い分の平成18年度分については平成18年7月給与において戻入した。また、過年度戻入対象となる平成17年度分についても、平成18年7月6日に返納した。今後は、認定時において支給要件の確認等に留意し、認定誤りの発生を防止する。

8 商工政策課

(1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより過払いとなっているものがあった。

(2) 措置の内容

直ちに通勤距離を再計測し、平成18年9月20日に戻入した。
今後は、確認事務の徹底を図り、認定事務の適正化に努める。

9 観光・リゾート課

(1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

(2) 措置の内容

電柱等設置に係る行政財産使用料の調定期限については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

10 都市計画課

(1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

(2) 措置の内容

電柱等設置に係る行政財産使用料の調定期限については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

11 宮崎土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

平成18年度から管理委託している指定管理者と収入未済額の圧縮に向けて定期的に協議を行い、長期滞納を防ぐため、滞納者及び連帯保証人に対して早期に接触し、閉庁日にも電話や臨戸訪問等を積極的に行うこととした。また、悪質滞納者に対しては、関係機関と連携し、明渡請求を行うなど法的措置により収入未済額の圧縮に努めることとした。

12 高鍋土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものが見受けられた。

(2) 措置の内容

電柱等設置に係る行政財産使用料の調定期限については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、

チェック体制を強化した。

13 経営管理課

(1) 監査の結果に関する報告事項

平成17年度の経営状況は、純損失30億 9,946万 1千円を計上し、累積欠損金が 226億 1,605万 2千円に達している。このため、平成18年度から地方公営企業法の全部を適用し、病院局を設置するなど組織体制の強化を図り、平成22年度にすべての病院の単年度黒字化を目指した「中期経営計画」が策定された。

こうしたことから、抜本的な経営の改善は急務であり、今後、「平成17年度公営企業決算審査意見書」で述べている「審査意見」も十分に踏まえ、経営健全化に向けた更なる努力が求められる。

(2) 措置の内容

厳しい経営状況にある県立病院事業においては、今年度から、地方公営企業法の全部を適用し、経営改革に取り組んでいる。その改革の一環として、有識者で構成する県立病院事業評価委員会からの意見・提言や、民間の専門家からの意見等を踏まえ、明確な経営目標と、その目標を達成するための取り組みを含めた中期経営計画を策定した。

この中期経営計画では、収益確保と費用節減の両面から、病院毎に様々な改革に取り組むことにより、すべての県立病院で平成22年度の単年度黒字化を目指すこととしている。

また、宮崎病院では質の高いがん医療の提供を図ることや、延岡病院では地域医療支援病院の体制整備を図ることなど、各病院での良質な医療を提供する取り組みも盛り込んでいる。

今後、中期経営計画の着実な推進により、経営の健全化を図るとともに、高度で良質な医療を安定して提供できるよう取り組んでいく。

14 県立宮崎病院

(1) 監査の結果に関する報告事項

個人負担分の医業未収金について、収入未済額及び収入未済率が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

近年の景気低迷、雇用情勢の悪化等により、医療費の個人負担分を支払うことができない患者が増加している。生活困窮を原因とする場合の大半は国保税の滞納や失業による無保険といった問題も同時に抱えており、これによって医療費が全額負担となり、ますます未収額が増大するといった状況もみられる。

加えて、滞納者の中には当初から医療費の支払いをするつもりのないきわめて悪質な事例もあり、対応に苦慮している。

大変厳しい状況下ではあるが、平成16年6月から未収金徴収員（非常勤）を配置し、職員によるものと併せて臨戸訪問、電話督促等を強化し、同時に滞納者の実態把握にも努め、一定の効果を上げている。本監査実施後、未収金徴収員の増員配置を行い、9月から2名体制として徴収体制を強化したところである。

医事課においては特に未収金の未然防止に重点を置き、現年度分で未収金額が増加傾向にあるものについては、患者・家族等との面談を積極的に実施している。あらかじめ支払困難が予想される患者に対しては、関係機関、院内の各部署と連携し公的制度の利用や分割払いについての相談に応じている。一方、納入督促に応じない滞納者については、臨戸訪問を繰り返し行い、また、連帯保証人に協力を求めるなど、様々な手法により未収金の回収に努力している。

今後とも、未収金の発生防止に努めるとともに、滞納者に対しては、ねばり強く支払いを求めるなど、未収金額の圧縮に努めていく。